○関東地方整備局告示第二百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市大和田三丁目一一二八番一から同市大和田三丁目一一九番七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月一日

○関東地方整備局告示第二百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市大和田三丁目一〇五番三二地先から同市大和田三丁目一一〇三番二七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月一日

○関東地方整備局告示第二百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市大和田三丁目一〇九六番二地先から同市大和田一丁目二四八番一一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月一日

○関東地方整備局告示第二百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
白井市復字山谷一三二一番七から同市復字山谷一三一一番一まで	敷地の幅員	二三・〇〇メートル～二五・七三メートル
	延長	二三・一九キロメートル～四一・六四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十六号　白井市復字山谷一三二一番七から同市復字山谷一三一一番一まで　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月一日

○関東地方整備局告示第二百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・四・一号甲府駅前線及び三・四・十八号甲府駅南通り線

三　事業施行期間　自平成二十五年四月一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県甲府市丸の内一丁目及び丸の内二丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画都市高速鉄道事業西武鉄道新宿線

三　事業施行期間　自平成二十五年四月一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都中野区上高田四丁目、上高田五丁目、新井四丁目、新井五丁目、松が丘一丁目、松が丘二丁目、沼袋一丁目、沼袋三丁目、野方三丁目及び野方四丁目地内

使用の部分　東京都中野区新井四丁目、松が丘二丁目及び沼袋一丁目地内

○中部地方整備局告示第八十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録住宅性能評価機関の名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月一日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号

中部地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人愛知県建築住宅センター

三(1)　登録住宅性能評価機関の名称の変更

変更前	財団法人愛知県建築住宅センター
変更後	一般財団法人愛知県建築住宅センター

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	松崎　正俊、沖田　俊夫
変更後	－

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日